

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	中国財務局
【提出日】	2021年3月4日
【会社名】	株式会社ポプラ
【英訳名】	POPLAR CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 目黒 俊治
【本店の所在の場所】	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
【電話番号】	(082)837-3500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員経営企画室長 大竹 修
【最寄りの連絡場所】	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
【電話番号】	(082)837-3510
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員経営企画室長 大竹 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2020年9月11日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項のうち、一部に変更が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5条の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

(2)本分割の目的

(3)本分割の方法、本分割に係る割当ての内容、その他の本分割に係る吸収分割契約の内容  
本分割に係る割当ての内容

(4)吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

## 3【訂正内容】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

(訂正前)

(2)本分割の目的

当社とローソンは経営体制強化を目的として、2020年9月10日に「ポプラ」「生活彩家」「スリーエイト」ブランドで営業している店舗のうち140店舗(以下、「対象物件」といいます。)を順次「ローソン・ポプラ」もしくは「ローソン」ブランド店舗に転換して運営すること等に関する共同事業契約を締結いたしました。

当社は、この共同事業契約に基づき、ブランド転換後の店舗の運営を行うことを目的とした当社100%子会社となる株式会社ポプラリテールを設立いたしました。

そして、対象物件を「ローソン・ポプラ」もしくは「ローソン」ブランド店舗へ転換させるために、会社分割の方法により対象店舗に係る当社のコンビニエンスストア事業に帰属する資産及び権利義務の一部をローソンに承継いたします。

(3)本分割の方法、本分割に係る割当ての内容、その他の本分割に係る吸収分割契約の内容

本分割に係る割当ての内容

本分割に際し、ローソンより当社に対して現金731百万円が交付される予定です。

(4)吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本分割に係る割当ての公正性・妥当性を確保するため、クレジオ・パートナーズ株式会社を第三者算定機関として選定し、本分割を含む対象事業の価値の算定を依頼しました。当社及びローソンは、それぞれの第三者算定機関による算定結果及び対象事業の状況並びに将来の見通し等を総合的に勘案し、両社間で共同事業契約及び本分割について慎重に協議を重ねました。最終的に、ローソンから当社に対する本分割の対価731百万円に加えて、メガフランチャイズ契約の契約金等として、ローソンよりポプラリテールに対して720百万円、ポプラに対して80百万円が交付される内容になりました。当社としてはこれらの取引内容が妥当であるとの判断に至り本分割契約を締結することを決議いたしました。

(訂正後)

(2)本分割の目的

当社とローソンは経営体制強化を目的として、2020年9月10日に「ポプラ」「生活彩家」「スリーエイト」ブランドで営業している店舗のうち122店舗(以下、「対象物件」といいます。)を順次「ローソン・ポプラ」もしくは「ローソン」ブランド店舗に転換して運営すること等に関する共同事業契約を締結いたしました。

当社は、この共同事業契約に基づき、ブランド転換後の店舗の運営を行うことを目的とした当社100%子会社となる株式会社ポプラリテールを設立いたしました。

そして、対象物件を「ローソン・ポプラ」もしくは「ローソン」ブランド店舗へ転換させるために、会社分割の方法により対象店舗に係る当社のコンビニエンスストア事業に帰属する資産及び権利義務の一部をローソンに承継いたします。

(3)本分割の方法、本分割に係る割当ての内容、その他の本分割に係る吸収分割契約の内容

本分割に係る割当ての内容

本分割に際し、ローソンより当社に対して現金661百万円が交付される予定です。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本分割に係る割当ての公正性・妥当性を確保するため、クレジオ・パートナーズ株式会社を第三者算定機関として選定し、本分割を含む対象事業の価値の算定を依頼しました。当社及びローソンは、それぞれの第三者算定機関による算定結果及び対象事業の状況並びに将来の見通し等を総合的に勘案し、両社間で共同事業契約及び本分割について慎重に協議を重ねました。最終的に、ローソンから当社に対する本分割の対価661百万円に加えて、メガフランチャイズ契約の契約金等として、ローソンよりポプラリテールに対して622百万円、ポプラに対して74百万円が交付される内容になりました。当社としてはこれらの取引内容が妥当であるとの判断に至り本分割契約を締結することを決議いたしました。

以上